

(別紙)

対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱

(作成日) 令和元年5月31日

(最終改正日) 令和元年8月23日

1 目的

この要綱は、対シンガポール向け輸出家きん肉、対シンガポール向け輸出家きん肉製品及び対シンガポール向け輸出家きん卵製品についてシンガポールが求める衛生証明書及び輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第3項に基づく輸出検疫証明書をいう。以下同じ。）の発行手続等を定めるものである。

2 施設に係る認定手続

- (1) シンガポールへ家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出を希望する食鳥処理場、食肉処理場及び製品製造施設（以下「施設」という。）の設置者又は営業者は、当該施設を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の衛生及び畜産部局の協力を得てシンガポール食品庁（以下「SFA」という。）のホームページ（以下「HP」という。）に定める申請書類（日本語及び英語）を作成し、施設を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）を経由して、厚生労働省あて日本語1部及び英語1部を提出し、当該申請書類の日本語の副本を当該施設が所在する地域を管轄する地方厚生局あて提出すること。

※ 上記の施設に係る認定手続の詳細は、SFAのHPを参照のこと。

- (2) 申請書類を受け付けた都道府県知事等は、次の①から③までの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、施設番号を付し、厚生労働省及び地方厚生局あて提出すること。なお、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第21条に規定する指定検査機関が食鳥検査を行っている場合は、シンガポール向け家きん肉を処理する際に、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監視の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うこと。この場合、都道府県知事等は、当該施設におけるシンガポール向け家きん肉に対する都道府県等の食鳥検査体制及び食肉衛生証明書の発行体制に係る資料（日本語及び英語）を併せて提出すること。

① 食鳥検査法第3条に基づく食鳥処理の事業の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく営業許可を有していること。

② HACCPに基づく衛生管理を実施していること。

③ その他食鳥検査法、食品衛生法等の関係法規を遵守していること。

- (3) 厚生労働省は、上記申請書類を受理した場合、SFAへ当該申請書類を送付すること。

- (4) SFAによる施設の認定に当たり、書類審査及び必要に応じて施設の現地調査が実施されること。

- (5) SFA により認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）及び品目が、SFA の HP に掲載されたことを確認次第、厚生労働省は都道府県等を通じてその旨通知すること。

3 輸出要件

(1) 対シンガポール輸出家きん肉

以下の要件を満たすこと。

- ① 日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であること。
- ② 我が国において、高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」という。）の H5 及び H7 型が家畜伝染病予防法第 12 条の 2 に基づく通報対象疾病であること。
- ③ 我が国が、とさつ日及び輸出日前 3 か月間、HPAI 若しくは LPAI の H5 若しくは H7 型の清浄国であること。又は、HPAI 又は LPAI の H5 及び H7 型の発生時には、その影響を受けていない都道府県に由来する家きんより得られた家きん肉であること。
- ④ 鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。
- ⑤ 認定施設で処理され、冷凍された家きん肉であること。
- ⑥ 食品添加物を使用する場合にあつては、別添 1 に示す食品添加物の基準を遵守していること。

(2) 対シンガポール輸出家きん肉製品

以下の要件を満たすこと。

- ① 認定施設で処理された家きん肉以外の肉を含まないこと。
- ② 日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であること。
- ③ 我が国において、HPAI 若しくは LPAI の H5 若しくは H7 型が家畜伝染病予防法第 12 条の 2 に基づく通報対象疾病であること。
- ④ 我が国が、とさつ日及び輸出日前 3 か月間、HPAI 及び LPAI の H5 及び H7 型の清浄国であること。又は、HPAI または LPAI の H5 及び H7 型の発生時には、以下のいずれかであること。
 - ア 当該製品に対し、OIE 基準に基づく鳥インフルエンザウイルスを不活化する加熱処理が十分なされていること。
 - イ 疾病発生の影響を受けていない都道府県に由来する家きんより得られた家きん肉製品であること。
- ⑤ 鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。
- ⑥ シンガポール向け輸出家きん肉製品の製造工程において、アルコール等で食肉又は製品を消毒しないこと。

(3) 対シンガポール輸出家きん卵製品

以下の要件を満たすこと。

- ① 加工に当たっては、自動洗卵機により洗浄された卵か、割卵前に乾燥させた清潔な正常卵を使用しなければならない。なお、自動洗卵機による洗浄において、消毒液（例：有効塩素濃度 50～200ppm）の使用は可能である。
- ② 我が国が、採卵日及び輸出日前 3 か月間、HPAI 及び LPAI の H5 及び H7 型の清浄国

であること。又は、HPAI 若しくは LPAI の H5 若しくは H7 型の発生時には、以下のいずれかであること。

ア 当該製品に対し、OIE 基準に基づく鳥インフルエンザウイルスを不活化する加熱処理が十分なされていること。

イ 疾病発生の影響を受けていない都道府県に由来する家きんより得られた家きん卵製品であること。

③ シンガポール向け輸出家きん卵製品の製造工程において、アルコール等で製品を消毒しないこと。

4 衛生証明書の発行等

(1) 対シンガポール輸出家きん肉

① 検査申請

シンガポールに家きん肉を輸出しようとする者は、当該家きん肉の処理を行った認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に、別紙様式 1-1 により検査を依頼すること。なお、電子メール又は輸出入及び港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添 2 によること。

② 食肉衛生証明書の発行等

食肉衛生検査所等は、検査に合格した家きん肉に対して、当該食肉の出荷時に、別紙様式 2-1 により食肉衛生証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

また、申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

(2) 対シンガポール輸出家きん肉製品

① 原料として使用する家きん肉に係る証明

シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する家きん肉製品の原料として使用する家きん肉（以下「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（別紙様式 3。以下「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添 2 によること。

依頼を受けた者は、別紙様式 4 により、当該食肉を製造する認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼すること。

食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に原料食肉証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

② 衛生証明書の発行申請

シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、原料食肉証明書及び輸出しようとする製品に使用された原料食肉と原料食肉証明書に対応す

る食肉が相違ないことを示す資料を添付し、別紙様式 1 - 2 による衛生証明書発行申請書を、認定施設を管轄する保健所あて提出すること。なお、電子メール又は NACCS による申請を行う場合にあっては、別添 2 によること。

③ 衛生証明書の発行等

保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式 2 - 2 による衛生証明書を発行する。ただし、直近 3 回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月 1 回まで減ずることができる。衛生証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを保健所に保管すること。

申請者は、交付された衛生証明書に対応する家きん肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

(3) 対シンガポール輸出家きん卵製品

① 衛生証明書の発行申請

シンガポールに家きん卵製品を輸出しようとする者は、当該家きん卵製品の製造を行った認定施設を管轄する保健所に、別紙様式 1 - 2 による衛生証明書発行申請書を提出する。なお、電子メール又は NACCS により申請を行う場合にあっては、別添 2 によること。

② 衛生証明書の発行等

保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式 2 - 3 による衛生証明書を発行すること。ただし、直近 3 回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない申請者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月 1 回まで減ずることができる。衛生証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを保健所に保管すること。

申請者は、交付された衛生証明書に対応する家きん卵製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

5 輸出検疫証明書の発行

(1) 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、家きん肉及び家きん肉製品にあっては別紙様式 5 - 1、家きん卵製品にあっては別紙様式 5 - 2 の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 52 条に定める輸出検査申請書に衛生証明書の複写を添えて輸出検査を申請すること。

(2) 輸出検疫証明書の交付

① 動物検疫所は、家畜伝染病予防法第 45 条に基づく輸出検査の結果、シ

ンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品に対して、同条第3項に基づき輸出検疫証明書（家きん肉及び家きん肉製品にあつては別紙様式5-1、家きん卵製品にあつては別紙様式5-2）を交付すること。

- ② 輸出検疫証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。
- ③ 申請者は、対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出に当たり衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を当該対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品に添付して輸出すること。

申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を交付機関に返納すること。

6 認定後の事務等

(1) 都道府県等による監視指導等

- ① 都道府県知事等は、認定施設について、2(2)及び3の衛生管理に係る要件が適正に実施されていないと判断した場合は、改善指導、衛生証明書発行の停止等の措置を講じることができるものとする。
- ② 都道府県知事等は、上記の措置を講じた場合、速やかに地方厚生局に報告すること。

(2) 厚生労働省の現地査察等

- ① 厚生労働省は、地方厚生局の担当官を年1回認定施設に派遣し、査察等を実施すること。
- ② 地方厚生局の担当官は、2(2)及び3の衛生管理に係る要件が適正に実施されていることの確認を行うこと。
- ③ 厚生労働省は、査察の結果、上記②の内容が適正に実施されていないと判断した場合は、改善指導、衛生証明書発行の停止等の措置を講じることができる。

(3) 変更の届出等

認定施設の設置者又は営業者は申請事項について変更するとき又は認定を取下げるときは、その変更内容等を英文にて記載し、都道府県知事等を経由して厚生労働省及び地方厚生局に報告する。

対シンガポール輸出家きん肉への食品添加物の使用について

1 食品添加物の使用について

食品添加物は以下を遵守して使用されなければならない。

- (1) 食品添加物は、最終食品の完成前に中和、分解し、又は除去されなければならないこと。
- (2) 食品添加物は、下表に示す使用基準を遵守して使用すること。なお、表に記載された以外の食品添加物は、対シンガポール輸出家きん肉（内臓及びその他の可食部位を含む。以下同じ。）への使用が認められていないことから、使用しないこと。
- (3) 食品添加物は、微生物に汚染された又は劣化した家きん肉の鮮度等を誤認させるために用いてはならないこと。
- (4) 食品添加物は、食肉の衛生的な処理の追加的な措置として製造工程にあらかじめ組み込まれている場合にのみ使用できるものであり、衛生管理の不備を補完するために使用してはならないこと。
- (5) 施設は、(1) から (4) までの事項を含めた対シンガポール輸出家きん肉への食品添加物の使用手順を定めた上で、食肉衛生検査所又は保健所の承認を書面で得ること。また、対シンガポール輸出家きん肉に対し、食品添加物が手順どおり使用されていることに係る記録を取ることに係ること。

表

	食品添加物名	使用基準
1	クエン酸	重量当たり 2.5%以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。
2	乳酸	重量当たり 5.0%以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。
3	塩酸	2～5 秒間で浸漬又は噴霧すること。
4	過酢酸(過酢酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素、ペルオキシオクタン酸、及び1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 HEDP) を含む)	過酢酸として、2.0 g/kg 以下及び HEDP として、0.136g/kg 以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。
5	亜塩素酸ナトリウム	0.50～1.20g/kg の浸漬液又は噴霧液 (pH2.3～2.9)により 30 秒以内で浸漬又は噴霧すること。
6	次亜塩素酸ナトリウム	50ppm 以下 (使用前濃度) の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。

※ 酢酸及び過酸化水素は、過酢酸製剤の一部として使用可能である。

2 食肉衛生検査所又は保健所における監視指導

- (1) 認定施設が、1の各項目を遵守していることを確認すること。
- (2) 対シンガポール輸出家きん肉について、衛生証明書の発行前に、食品添加物の使用基準が遵守されていることを確認すること。

電子メール又はNACCSによる原料食肉証明書及び衛生証明書の発行申請手続

1 原料食肉証明書の発行申請前の手続（家きん肉製品に限る。）

家きん肉製品を輸出しようとする者（以下「家きん肉製品輸出者」という。）は、別紙様式6に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて原料食肉の製造を行う認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。

- (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- (2) 一つの輸出計画書に、同一の保健所で衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3) 輸出先国及び地域や輸出品目に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。

2 原料食肉証明書の発行申請手続（家きん肉製品に限る。）

家きん肉製品輸出者は、食肉製品を輸出しようとする都度、電子メールを利用して原料食肉証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 原料食肉証明書の受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

3 衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式6に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて認定施設を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。

- ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所等で衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国及び地域や輸出品目に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

4 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする都度、電子メール又は NACCS を利用して衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合であって、3（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書の受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

(別紙様式 1 - 1 検査申請書様式 (家きん肉))

年 月 日

都道府県知事

保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名

食 肉 検 査 申 請 書

対シンガポール輸出家きん肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。
また、下記の食鳥は日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であることを誓約
します。

記

- 1 農場名:
- 2 農場所在地:
- 3 出荷する家きんの品種:
- 4 処理数:

(別紙様式 1 - 2 衛生証明書発行申請書様式 (家きん肉製品、家きん卵製品))

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び代表者氏名

対シンガポール輸出

家きん肉製品
・
家きん卵製品

 の衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱う対シンガポール輸出家きん肉製品又は家きん卵製品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

記

- (1) 荷送人の名称、住所、郵便番号及び電話番号
- (2) 荷受人の名称、住所、郵便番号及び電話番号
- (3) 製品の詳細
- (4) 製品の原料の動物種及び原産国 (ISO 番号)
- (5) シッピングマーク
- (6) 包装数
- (7) 総重量及び実重量
- (8) 保管方法 (常温・冷蔵・冷凍) : 常温 冷蔵 冷凍
- (9) 製造日
- (10) 食鳥処理場の名称、住所及び認定施設番号 (家きん肉製品に限る。)
- (11) 食肉処理場の名称、住所及び認定施設番号 (家きん肉製品に限る。)
- (12) 家きん肉製品又は家きん卵製品の製造施設の名称、住所及び認定施設番号

(添付書類)

- (1) 原料の食肉を処理した食鳥処理場及び食肉処理場を所管する食肉衛生検査所が発行した原料食肉証明書 (家きん肉製品に限る。)
- (2) その他関係書類

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF FROZEN POULTRY MEAT FROM JAPAN TO SINGAPORE

No. :

DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment with unit of measurement)	(Shipping marks)
(Consignor)	(Consignor address)	
(Consignee)	(Destination)	

II. Origin of products

(Name)	(Est. No.)	(Address)
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		

Date of slaughter:

Date of production:

Type of packaging:

I hereby certify that:

- 1) The frozen poultry meat is derived from poultry that were born, raised and slaughtered in Japan.
- 2) The frozen poultry meat is derived from animals which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision - and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.
- 3) The frozen poultry meat is derived from animals which were slaughtered, processed, -packed and stored hygienically at above-mentioned establishment(s) approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 4) The frozen poultry meat mentioned above has not been treated with chemical preservatives or other foreign substances that could be harmful to human health.
- 5) The frozen poultry meat mentioned above was packed under hygienic conditions and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.

Name of meat inspector :

Official title :

Signature :

(Name of prefecture or city) :

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF PROCESSED POULTRY PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

No. :

DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment with unit of measurement)	(Shipping marks)
(Consignor)	(Consignor address)	
(Consignee)	(Destination)	

II. Origin of products

(Name)	(Est. No.)	(Address)
(Slaughterhouse)		
(Cutting plant)		
(Processing plant)		

Date of production:

Type of packaging:

I hereby certify that:

- 1) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals that were born, raised and slaughtered in Japan.
- 2) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.
- 3) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at above-mentioned establishment(s) approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 4) The poultry products have been prepared in an establishment approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore. The establishment is audited regularly by MHLW for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

- 5) The poultry products have not been treated with chemical preservatives or other foreign substances that could be harmful to human health.
- 6) The poultry products were packed under hygienic conditions and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.
- 7) Retort processed poultry products (e.g. canned meat) have been heat treated (sterilizing process with sterilizing value of not less than F_03) to commercial sterility in hermetically sealed containers and are shelf stable at ambient temperatures.

Name of inspector :

Official title :

Signature :

(Name of prefecture or city) :

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
EGG PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

No. :

DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment with unit of measurement)	(Shipping marks)
(Consignor)	(Consignor address)	
(Consignee)	(Destination)	

II. Origin of products

(Name)	(Est. No.)	(Address)
(Processing plant)		

Date of production :

Type of packaging :

I hereby certify that:

- 1) The eggs used for processing have been cleaned using an automated egg washer; OR had a fully developed shell and were clean and dry before they were broken.
- 2) The egg products have been subjected to heat treatment and are free of pathogenic microorganisms, especially Salmonella.
- 3) Additives and/or colouring matters that could be harmful to human health have not been added.
- 4) The egg products have been handled and packed in a hygienic manner and are free from contaminants.

Name of inspector :

Official title :

Signature :

(Name of prefecture or city) :

(別紙様式3 食肉衛生検査所等による証明書様式(家きん肉))

証明書番号 :

証 明 日 :

〇〇〇 (申請者)殿

対シンガポール輸出家きん肉製品の原料となる家きん肉に関する証明書

畜種、製品名	
包装数、箱数、正味重量	
食鳥処理場名、所在地、認定番号	
食肉処理場名、所在地、認定番号	
とさつ日	
カット日	
(その他ロット番号等、本証明書の対象範囲を特定する情報)	

本書類をもって申告する家きん肉は、シンガポールへ輸出することが可能な家きん肉であること*を証明します。

署名 :

氏名 :

食肉衛生検査所又は保健所名及び役職 :

都道府県等 :

*令和元年5月31日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱いについて」別紙)別紙様式2-1に定める食肉衛生証明書を発行することができる家きん肉であること。

(別紙様式4 検査申請書様式(家きん肉))

年 月 日

都道府県知事

保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び代表者氏名

食 肉 検 査 申 請 書

対シンガポール輸出家きん肉製品の原料となる家きん肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

- 1 農場名(生産者氏名):
- 2 農場所在地:
- 3 処理羽数:

(別紙様式 5 - 1 輸出検疫証明書様式 (家きん肉))

日本国農林水産省
輸 出 検 疫 証 明 書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Name of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, Nos. of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

印
(Seal)

*Attached export quarantine certificate for
frozen poultry meat and poultry products
to be exported to Singapore from Japan*

No. _____

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1. Highly pathogenic avian influenza (HPAI) and H5 and H7 low pathogenicity avian influenza (LPAI) are notifiable diseases in Japan.
2. Japan has been free from HPAI and LPAI of the H5 and H7 subtypes for the past three months prior to export.
OR;
 The frozen poultry meat and poultry products are not derived from birds originating from XXXX prefecture.
OR;
 The frozen poultry meat and poultry products have been subjected to heat treatment that is sufficient for inactivation of Avian Influenza virus in accordance with OIE guidelines.
3. Japan is not practicing AI vaccination to control the disease.
4. The frozen poultry meat and poultry products were derived from animals which were born and raised in Japan since birth.
5. The frozen poultry meat and poultry products have been inspected by Officials from the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF).

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Japanese Government

Animal Quarantine Officer

OFFICIAL STAMP

Signature: _____

(別紙様式 5 - 2 輸出検疫証明書様式 (家きん卵製品))

日本国農林水産省
輸 出 検 疫 証 明 書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Name of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, Nos. of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

印
(Seal)

Attached export quarantine certificate

for egg products to be exported to Singapore from Japan

No. _____

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1. Highly pathogenic avian influenza (HPAI) and H5 and H7 low pathogenicity avian influenza (LPAI) are notifiable diseases in Japan.
2. Japan has been free from HPAI and LPAI of the H5 and H7 subtypes for the past three months prior to export.
OR;
 The egg products are not derived from birds originating from XXXX prefecture.
OR;
 The egg products have been subjected to heat treatment that is sufficient for inactivation of Avian Influenza virus in accordance with OIE guidelines.
3. The products have been inspected by Officials from the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF).

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Japanese Government

Animal Quarantine Officer

OFFICIAL STAMP

Signature: _____

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

輸出者 住所
氏名 印
電話番号
法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者氏名

食品輸出計画書

年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者：
部署名：
担当者氏名：
電話番号：
Email アドレス：

2. 輸出計画

輸出年月日	輸出国先・地域	輸出品目	数重量